

価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書

日本企業の9割以上でかつ雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済や社会の支え役となっています。

原材料価格の高騰や物価高騰が重なり厳しい状況に置かれている中で、人手不足や最低賃金をはじめとする賃上げの機運など、取り巻く環境は、まさに大きな変革期の中にあります。

国と公正取引委員会は、令和5年11月に労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費転嫁のガイドライン」という。）を公表しました。一方、中小企業等では、価格転嫁を持ち出すと今後の取引関係に悪影響を及ぼす懸念があることなどを背景に、特に労務費転嫁を自社で吸収するといった商習慣もあり、価格転嫁が困難な要因の一つとなっています。

原材料費等の高騰による商品の価格改定が進む中で、依然として労務費の転嫁率が30%（中央値）と進まない現状において、この労務費転嫁のガイドラインの実効性が中小企業の持続的な賃上げを左右します。

よって、国におかれましては、労務費転嫁のガイドラインの公表を契機に、より実効的な価格転嫁対策を実施し、適切な取引につなげるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月25日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

新しい資本主義担当大臣